

静岡県告示第765号

災害救助法施行細則による救助の程度等（平成6年静岡県告示第117号）の一部を次のように改正する。

令和7年12月9日

静岡県知事 鈴木康友

改正前	改正後
<p>1 救助の程度、方法及び期間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 避難所及び応急仮設住宅の供与</p> <p>ア 避難所</p> <p>(ア)～(カ) (略)</p> <p>(イ) <u>福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって、避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合は、(ウ)の金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。</u></p> <p>(カ)・(カ) (略)</p> <p>イ 応急仮設住宅</p> <p>(ア) 建設型応急住宅</p> <p>ア～c (略)</p> <p>d 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、<u>高齢者等</u>であって日常生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置できる。</p> <p>e～g (略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p>	<p>1 救助の程度、方法及び期間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 避難所及び応急仮設住宅の供与</p> <p>ア 避難所</p> <p>(ア)～(カ) (略)</p> <p>(イ) <u>災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）第2条第2項に基づき、福祉避難所（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させるものであって、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第20条の6第1号から第5号までに定める基準に適合する避難所をいう。）を設置した場合は、(ウ)の金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。</u></p> <p>(カ)・(カ) (略)</p> <p>イ 応急仮設住宅</p> <p>(ア) 建設型応急住宅</p> <p>ア～c (略)</p> <p>d 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、<u>高齢者、障害者等</u>であって日常生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置できる。</p> <p>e～g (略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>福祉サービスの提供</u></p>

ア 福祉サービスの提供は、災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者（以下「災害時要配慮者」という。）に対して、応急的に処置するものとする。

イ 福祉サービスの提供は、都道府県知事等（法第3条に規定する「都道府県知事等」をいう。）又は災害発生市町等（法第11条に規定する「災害発生市町村等」をいう。）の長からの要請を受けて行うものとする。

ウ 福祉サービスの提供は、次の範囲内において行うものとする。

（ア）災害時要配慮者に関する情報の把握

（イ）災害時要配慮者からの相談対応

（ウ）災害時要配慮者に対する避難生活上の支援

（エ）災害時要配慮者の避難所への誘導

（オ）福祉避難所の設置（法第2条第2項に基づき設置する場合を除く。）

エ 福祉サービスの提供のため支出できる費用は、ウの（ア）から（エ）までの場合は消耗器材費又は器物の使用謝金、借上費若しくは購入費として当該地域における通常の実費とし、ウの（オ）の場合は消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費として当該地域における通常の実費とする。

オ 福祉サービスの提供を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

（6）～（12）（略）

（13）救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

ア 救助のための輸送費及び賃金職員等雇

（7）～（13）（略）

（14）救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

ア 救助のための輸送費及び賃金職員等雇

上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 飲料水の供給

(オ)～(キ) (略)

イ 救援のため支出できる輸送費及び賃金
職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。

ウ (略)

2 実費弁償に関して必要な事項は、次のとおりとする。

(1) 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「令」という。）第4条第1号から第4号までに規定する者の日当、時間外勤務手当及び旅費

職種	日当 (1人1日 当たり)	時間外勤 務手当	旅費
医師及び歯科医師	(略)	(略)	(略)
薬剤師	(略)		

上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 福祉サービスの提供

(オ) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(カ)～(ク) (略)

イ 救助のため支出できる輸送費及び賃金
職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。

ウ (略)

2 実費弁償に関して必要な事項は、次のとおりとする。

(1) 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「令」という。）第4条第1号から第5号までに規定する者の日当、時間外勤務手当及び旅費

職種	日当 (1人1日 当たり)	時間外勤 務手当	旅費
医師及び歯科医師	(略)	(略)	(略)
薬剤師	(略)		
<u>栄養士、管 理栄養士、 診療放射線 技師、臨床 検査技師、 理学療法 士、作業療 法士、臨床 工学技士、 言語聴覚 士、歯科衛 生士及び歯 科技工士</u>		17,500円 以内	

保健師、助産師、看護師及び准看護師	(略)
<u>診療放射線技師、臨床検査技師及び臨床工学技士</u>	<u>17,500円</u> <u>以内</u>
救急救命士	(略)
歯科衛生士	<u>17,500円</u> <u>以内</u>

保健師、助産師、看護師及び准看護師	(略)
救急救命士	(略)

保育士、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、公認心理師及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援に従事する者として内閣府令

			で定める者		
土木技術者及び建築技術者	(略)		土木技術者及び建築技術者	(略)	
大工	(略)		大工	(略)	
左官	(略)		左官	(略)	
とび職	(略)		とび職	(略)	
(2) 令第4条第5号から第10号までに規定する者			(2) 令第4条第6号から第11号までに規定する者		
業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100分の3の額を加算した額以内とする。			業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100分の3の額を加算した額以内とする。		
3 災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）第18条第1項の救助の事務を行うのに必要な費用（以下「救助事務費」という。）は、次のとおりとする。	(1)～(3) (略)		(3) 法第8条第4項の実費弁償は、救助の種類ごとに、1に定めるところにより行うものとする。		
			3 法第18条第1項の救助の事務を行うのに必要な費用（以下「救助事務費」という。）は、次のとおりとする。		
			(1)～(3) (略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則による救助の程度等の規定は、令和7年7月1日から適用する。